

〔柳菴雜筆一〕木曾の贄川驛に宿りし時、亭主某が家に古く持傳えたる文に、讀解がたき節々、明らめてよと云ツ、取出すをみれば、天文永祿の頃の消息にて、さのみ賞すべき書もなかりしが、慶長三年の端書なる帳に、御糰ほとばし過不申候様念入可申候、夜の物御先ぶれに御書入なき分は、しかと御請分不申候と書たるあり、略○中慶長の頃は、旅人糰二合五勺を一日に充、十日路を行に二升五合を齎せ、驛舎に著て湯をわかし、糰を喰て寝る迄なりし、されば湯の木の代四錢、五錢を拂ひ往來せしと也、然るを旅人自ほしいを湯にほとばすを煩はしとて、驛舎に打任せて頼めば、ほとばし過して、糰のかさを殖し、誠は糰を掠むるもの、有しより、帳のはじめに書付置こととなりしとなり、是に依て思へば、軍防令に兵士人ごとに糰六斗を儲しめしも、伊勢物語の八橋にて糰食たる、源氏物語玉葛の長谷にて豊後介が御臺など打合すとむつかりしも、糰なるべきは論なし、道明寺にて製すも、根本旅行の用意なるべし、

〔三省錄後編二飲食〕酒井家の藩士草野文右衛門といふ人、城中に宿直する時も辨當をば持す、干飯の焼米の類を袋に入れて持參り、用なきときは取出し、すこしづ、食ひて多く食せず、一日二度あるひは三度と定て、度々は食することなし、用なき時は出して食ひけり、其故を問に多く食せざれば、中ることもなく、また隙をも費さず、陣中にて甚便利なりといへり、

産地

〔毛吹草三〕河内 道明寺 引飯比丘尼ノ業ナリ 陸奥 仙臺糰

〔鹽尻十二〕河内國道明寺は尼寺也、干飯を道明寺と云は、此寺より製し出せし物、精白にして黄なりし故名とす、今も飯糰を大家にまいらせ、又寺尼賣侍るとなん、寺領三百石、

〔我衣〕道明寺ハ河内國ニアル寺ナリ、然ルニ干飯ヲ、道明寺ニ住給フ道眞、筑紫へ流人ト成給フ故ニ、配所へ毎日陰膳ヲ居へ給フ、飯ヲ干飯ニシテ引ワリタルヲ、後ニ此寺ノ名ヲ呼ブ、

〔河内志澁川郡〕道明尼寺所製之糰、世謂道明寺、天下之絶品也、